

労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定

株式会社フロントライン（以下「甲」という。）と株式会社フロントラインに所属する過半数労働者の代表（以下「乙」という。）は、労働者派遣法第30条の4第1項の規定に関し、次のとおり協定する。

（対象となる派遣労働者の範囲）

- 第1条 本協定は、派遣先で受付・案内業務に従事する従業員（以下「対象従業員」という。）に適用する。
- 2 対象従業員については、派遣先が変更される頻度が高いことから、中長期的なキャリア形成を行い所得の不安定化を防ぐ等のため、本労使協定の対象とする。
- 3 甲は、対象従業員について、一の労働契約の契約期間中に、特段の事情がない限り、本協定の適用を除外しないものとする。

（賃金の構成）

- 第2条 対象従業員の賃金は、基本給、賞与、時間外労働手当、深夜・休日労働手当、通勤手当及び退職手当とする。

（賃金の決定方法）

- 第3条 対象従業員の基本給及び賞与の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たす別表1に、対象従業員が勤務する派遣先の事業所所在地に対応する別表2の地域指数を乗じたものとする。

（一）比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、令和元年7月8日職発0708第2号「令和2年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第30条の4第1項第2号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」等について」（以下「通達」という。）に定める「（職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額（時給換算）」（厚生労働省）の「受付・案内事務員」とする。

（二）通勤移動手当は、第6条の通り日額500円を全対象従業員に支給する。

（三）地域調整については、就業地が千葉県、東京都、神奈川県・各市町村内が想定されることから、通達別添3に定める千葉県、東京都、神奈川県内の公共職業安定所管轄地域の指数を用いるものとする。

(四) 別表2の対象従業員の基本給及び賞与の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」については、前項のうち、最も高い指数を持つ東京都の指数により算出するものとする。

(五) 別表2の対象従業員の基本給については、すべての対象従業員に適用されるものとする。

第4条 対象従業員の基本給は、次の各号に掲げる条件を満たした別表2のとおりとする。

(1) 別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上であること

(2) 別表2の各等級の職務と別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額との対応関係は次のとおりとすること

Aランク：5年

Bランク：3年

Cランク：0年

2 甲は、第9条の規定による対象従業員の勤務評価の結果、同じ職務の内容であったとしても、その経験の蓄積・能力の向上があると認められた場合には、基本給額の1～3%の範囲で能力手当を支払うこととする。

また、より高い等級の職務を遂行する能力があると認められた場合には、その能力に応じた派遣就業の機会を提示するものとする。

第5条 対象従業員の時間外労働手当、深夜・休日労働手当は、シフト勤務のため、個別派遣労働契約書及び労働条件通知書兼就労条件明示書に準じて、法律の定めに従って支給する。

第6条 甲の対象従業員の基本給の額と日額通勤手当を足した額が同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(賞与含む)と同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な通勤手当額(72円)よりも高いため今後も現行通り通勤移動手当として日額500円を全対象従業員に支給する。

第7条 対象従業員の退職手当の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たした別表3のとおりとする。

(一) 退職手当の受給に必要な最低勤続年数：

通達に定める「平成30年中小企業の賃金・退職金事情」(東京都)の「退職一時金受給のための最低勤続年数」において、最も回答割合の高かったもの(自己都合退職及び会社都合退職のいずれも3年)

(二) 退職時の勤続年数ごと（3年、5年、10年、15年、20年、25年、30年、33年）の支給月数：

「平成30年中小企業の賃金・退職金事情」の大学卒の場合の支給率（月数）に、同調査において退職手当制度があると回答した企業の割合をかけた数値として通達に定めるもの

※勤続年数とは同一の派遣契約が定める期間とする。甲へのスタッフ登録日ではなく、労働条件通知書兼明示書に通知している派遣契約期間である。

（賃金の決定に当たっての評価）

第8条 対象従業員に対しての賞与は別表2の対象従業員の基本給及び賞与の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」の一般基本給・賞与等の額よりも高いため原則支給しない。

（賃金以外の待遇）

第10条 教育訓練（次条に定めるものを除く。）、福利厚生その他の賃金以外の待遇については同格の業務スキルを持つ正社員と同一とし、社員就業規則第1章から第9章までの規定を準用する。

（教育訓練）

第11条 労働者派遣法第30条の2に規定する教育訓練については、労働者派遣法に基づき別途定める「派遣社員向け教育訓練計画概要」に従って、着実に実施する。

（その他）

第12条 本協定に定めのない事項については、別途、労使で誠実に協議する。

（有効期間）

第13条 本協定の有効期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの1年間とする。

令和2年3月31日

株式会社フロントライン 取締役
株式会社フロントライン所属過半数労働者の代表

早川 剛 印
布施 沙紀 印



別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(賞与含む)

(基本給の関係) 受付案内事務員

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値(勤続年数とは異なる)						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	受付・案内事務員	通達に定める賃金構造基本統計調査	1,034	1,199	1,312	1,364	1,435	1,691	2,109
2	地域調整	(東京都) 114.1	1,180	1,369	1,497	1,557	1,638	1,930	2,407

別表2 対象従業員の基本給の額

(2020年4月からのフロントライン所属の従業員の受付案内案件における基本時給)

等級	職務の内容	2020年4月～の受付案内派遣における基本給額	基本給額+交通費(500円÷7.5h※=66円)	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額+対応する一般の労働者の平均的な交通費額(72円)
Aランク	【上級受付・案内業務】Pマークに基づいたデータ管理・Pマークに基づいた個人情報管理	1,650～	1,716～	1,638	1,710
Bランク	【中級受付・案内業務】プライバシーマークに基づくデータ管理	1,570～	1,636～	1,557	1,629
Cランク	【初級受付・案内業務】派遣先会場での案内・誘導	1,200～	1,266～	1,180	1,252

※交通費の計算式に使用している7.5時間は甲の派遣労働者の平均的な就業時間を参考にしている。

フロントライン所属の受付案内派遣における基本時給 1200円

フロントライン所属の交通費+時給 1200円+66円(移動手当500円÷7.5h)=1266円

以上の表の通り、フロントライン所属の受付案内派遣従業員の最低時給が対応する一般の労働者の平均的な賃金の額及び一般の労働者の平均的な賃金の額に対応する一般の労働者の平均的な交通費額(72円)を足した金額よりも上回っていることを証明する。

別表3 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額（退職手当の関係）

勤続年数		3年	5年	10年	15年	20年	25年	30年	33年
支給率 (月数)	自己都合 退職	0.8	1.4	3.1	5.3	7.6	10.6	13.3	15.3
	会社都合 退職	1.2	1.9	4.1	6.5	8.9	11.8	14.5	16.6

(資料出所)「平成30年中小企業の賃金・退職金事情」(東京都)における退職金の支給率(モデル退職金・大学卒)に、同調査において退職手当制度があると回答した企業の割合(71.3%)をかけた数値として通達で定めたもの

別表4 対象従業員の退職手当の額

勤続年数		3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 25年未満	25年以上 35年未満
支給月数	自己都合 退職	1.0	3.0	7.0	10.0	16.0
	会社都合 退職	2.0	5.0	9.0	12.0	18.0

別表3 (再掲)

勤続年数		3年	5年	10年	15年	20年	25年	30年	33年
支給率 (月数)	自己都合 退職	0.8	1.4	3.1	5.3	7.6	10.6	13.3	15.3
	会社都合 退職	1.2	1.9	4.1	6.5	8.9	11.8	14.5	16.6

(備考)

- 1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、退職手当額は、支給総額を所定内賃金で除して算出することとする。
- 2 退職手当の受給に必要な派遣契約の年数は3年とし、退職時の勤続年数が3年未満の場合は支給しない。

※ 勤続年数とは同一の派遣契約が定める期間とする。甲へのスタッフ登録日ではなく、労働条件通知書兼明示書に通知している派遣契約期間である。